

**令和8年度「特別調整交付金（結核・精神）申請支援等業務」
企画提案競技実施要領**

1 業務概要

(1) 業務名称

令和8年度特別調整交付金（結核・精神）申請支援等業務

(2) 委託内容

別添「令和8年度特別調整交付金（結核・精神）申請支援等業務仕様書」に記載のとおり

(3) 履行期限

令和9年3月31日（水）

(4) 委託金額の上限額

金11,700,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）
（委託料は業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。）

(5) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

2 企画提案競技の内容

(1) 選定方法等

企画提案競技に参加しようとする者は、下記（3）に掲げる書類を県に提出する。
審査は、提出された書類及び必要に応じて実施するプレゼンテーションの内容に基づいて行い、最も優れた提案を行ったと認める者を委託先候補として選定する。

(2) 公募条件

① 参加資格

- 国内に事務所を有する事業者であり、かつ以下のいずれにも該当しない者であること。
- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者
 - イ （3）①の参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に、青森県から指名停止の措置を受けている者
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154条）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく手続を行っている者
 - エ 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員の統制の下にある者
 - オ 法人税、消費税及び地方消費税等を滞納している者

② 参加資格の確認の結果の通知

参加資格の確認は、参加表明書の提出期限後に行い、その結果は、郵送により文書で通知する。

③ 参加できない者

参加表明書を提出しない者及び参加資格の確認の結果、参加資格がないと認められた者は、本企画提案競技に参加できない。

④ 参加資格の無効

参加資格を有すると認められた者であっても、①に規定する要件を満たさなくなった場合には、参加資格を無効とする。

また、次に掲げる場合には、その重大性、悪質性等を総合的に勘案し、参加資格を無効とすることができるものとする。

ア 提出書類に不備があった場合又は指示した事項に違反した場合

イ 提出書類に虚偽の記載をした場合

ウ 審査委員、青森県職員又は本企画提案競技の関係者に対して、本企画提案競技に関わる不正な接触の事実が認められた場合

エ 社会通念上、契約を締結することがふさわしくないと考えられる事態が生じた場合

(3) 提出書類

① 参加表明書（第1号様式）

② 会社概要（関連業務実績、国や地方自治体等公的機関からの受託実績、組織体制、直近の財務諸表等）

③ 企画提案書（第3号様式）（日本産業規格A4サイズとする）

実施方針、実施手法、実施計画、業務推進体制、その他提案事項 等

④ 経費見積書

積算根拠が明確になるよう具体的に記載することとし、委託金額の上限額以内の金額とする。

(4) 提出方法

上記(3)に掲げる提出書類を、電子データ（PDF形式）により電子メール提出すること。ただし、提出書類の全部又は一部について電子データ提出により難しい場合は、紙資料を郵送又は持参にて10部（参加表明書については、1部）提出すること（(6)の提出先・問合せ先への持参又は追跡可能な方法による郵送とすること）。

(5) 提出期限

参加表明書 令和8年6月12日（金） 17：00必着

参加表明書以外の書類 令和8年6月24日（水） 17：00必着

(6) 提出先・問い合わせ先

青森県健康医療福祉部高齢福祉保険課国保・高齢者医療グループ（担当：小笠原）

〒030-8570

青森県青森市長島1丁目1-1 青森県庁北棟6階

電話：017-734-9320

FAX：017-734-8090

電子メール：kokuhoshokai@pref.aomori.lg.jp

(7) 質問の受付及び回答

- ① 受付期限 令和8年5月29日（金） 17：00必着
- ② 受付場所 (6)に同じ
- ③ 提出様式 質問書（第2号様式）を用いることとする。
- ④ 提出方法 電子メールにより行うこと。
- ⑤ 回 答 質問に対する回答は、当該質問者及び全ての本企画提案競技参加者に対して電子メールにより回答するとともに、青森県庁ホームページにも掲載する。

3 企画案の審査方法

(1) 審査方法

青森県が設置する「令和8年度特別調整交付金（結核・精神）申請支援業務企画提案競技審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、企画提案書の内容についてヒアリングをオンライン形式で実施し、別記の審査基準表に基づき審査を実施する。

なお、当該ヒアリングの実施方法や期日等については、参加資格認定者に対して別途通知する。

(2) 提案者への質問

審査に当たって企画提案書に不明な点等があった場合、提案者に対して回答期限を定めて質問を行うことがある。なお、回答内容は審査に反映することとする。

(3) 選定結果の通知

審査委員会による選定の結果については、企画提案書の提出者に対して文書により通知する。

4 提案の無効

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実に反する申請や提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が本企画提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (6) その他あらかじめ指示した事項に違反したとき、又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

5 契約

- (1) 審査委員会が最優秀の提案として選定した者（以下「契約候補者」という。）と企画提案書を参考に仕様等について協議を行い、協議が整った場合に、上記1（4）の金額の範囲内で契約を締結する。この協議において、提出された提案の内容を一部変更する場合がある。

また、契約候補者と協議が整わなかった場合にあつては、次点の提案をした者として選定した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

- (2) 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第159条の規定に基づき、契約金額の100分の5以上の契約保証金を納付させ、又は当該契約保証金に代わる担保を提供させるものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

ア 保険会社との間に青森県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 契約予定者から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他知事が指定する金融機関と履行保証契約を締結したとき。

ウ 過去2年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって契約し、これら全てを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

- (3) その他の契約条項

契約候補者又は次点の提案をした者として選定した者と協議の上、定める。

6 その他の留意事項

- (1) 本企画提案競技及び契約に使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

- (2) 提出される書類の作成及び提出並びに審査委員会への出席に要する費用は、全て提案者の負担とする。

- (3) 著作者人格権は、行使しないこととする。

- (4) 提出された書類は、返却しない。また、当該書類の内容は、原則として公開しないが、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号）に基づく請求等により公開される場合がある。

- (5) 提出された書類を審査等で使用する場合、必要に応じて複製する場合がある。

- (6) 本業務により発生した著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）及びその他一切の権利は、成果品の引渡しの際に青森県に移転するものとする。ただし、青森県が内部資料として当該引渡し前に利用することは妨げられない。

- (7) 企画提案書等の記述が特許権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとする。

- (8) 提出された書類に虚偽の記載をした場合においては、指名停止等の措置を行う場合がある。

- (9) 企画提案書に記載した担当予定者を変更する場合には、同等以上の技術者を充てることとし、青森県から事前の了解を得なければならない。

7 スケジュール

- (1) 公告・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和8年5月25日（月）

- (2) 質問等の締切・・・・・・・・・・・・・・・・令和8年5月29日（金）午後5時

- (3) 質問等の回答・・・・・・・・・・・・・・・・令和8年6月5日（金）

- (4) 企画提案競技参加表明書の提出締切・・・令和8年6月12日（金）
- (5) 企画提案書の提出締切・・・・・・・・・・令和8年6月24日（水）午後5時
- (6) プレゼンテーション（ヒアリング）・・・令和8年6月29日（月）
- (7) 審査結果の通知・・・・・・・・・・令和8年7月1日（水）までに通知